

## まとめて光サービス 利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条(約款の適用)

株式会社エコノミカル(以下、「当社」といいます。)は、このまとめて光契約約款(以下、「約款」といいます。)を定め、これによりまとめて光(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの利用については、約款及びその他の個別規定ならびに追加規定(以下、「個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

#### 第2条(約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。
2. 約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
  - (1) 本サービスの画面上または当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載された場合をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
  - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信した場合をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送した場合をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した場合をもって、当該通知が完了したものとみなします。

#### 第3条(用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

##### 用語 用語の意味

- (1) 電気通信設備…電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- (2) 電気通信サービス…電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (3) IP通信網…主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
- (4) まとめて光(本サービス)…IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
- (5) 取扱所交換設備…特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
- (6) 申込者…本サービス利用契約の申し込みをした者
- (7) 契約者…当社と本サービス利用契約を締結した者
- (8) 契約者回線…本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- (9) 回線終端装置…契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置(端末設備を除きます。)
- (10) 端末設備…電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、(1)の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)または同一の建物内にあるもの
- (11) 自営端末設備…契約者が設置する端末設備
- (12) 自営電気通信設備…電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (13) 特定事業者…東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
- (14) 技術基準等…端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
- (15) 消費税相当額…消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

### 第2章 契約

#### 第4条(契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

#### 第 5 条 (契約の単位)

利用規約は、料金表(本規約 4～5 頁)のプランごとに締結されるものとします。

#### 第 6 条 (本サービスの提供区域)

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

#### 第 7 条 (契約申し込みの承諾)

1. 当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾する場合は、第 2 条 (約款の変更)に基づき契約申込者に通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
  - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難な場合。
  - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
  - (4) 第 39 条 (利用に係る契約者の義務)の定め違反するおそれがある場合。
  - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

#### 第 8 条 (契約の変更)

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があった場合は、第 7 条 (契約申し込みの承諾)の定めに従って取り扱います。

#### 第 9 条 (契約者回線の移転)

1. 契約者は、第 6 条 (本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求できます。
2. 当社は前項の請求があった場合は、第 7 条 (契約申し込みの承諾)の定めに従って取り扱います。

#### 第 10 条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第 11 条 (契約者の地位の承継)

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があった場合は、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上ある場合は、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

#### 第 12 条 (権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

#### 第 13 条 (契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、予め当社に通知して、本サービス利用契約を解除ができます。

#### 第 14 条 (当社が行う本サービス利用契約の解除)

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することができます。
  - (1) 第 19 条 (利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合。
  - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え (契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができない場合。
  - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があった場合。
  - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できない場合。
  - (5) 契約者の死亡について当社に届け出があり、当社がその事実を確認した場合。

2. 当社は、契約者が第 19 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 19 条(利用停止)の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申し立てその他これに類する事由が生じたことを知った場合は、本サービス利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、前三項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとする場合は、予め契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第 1 項乃至第 3 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。

### 第 3 章 端末設備

#### 第 15 条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があった場合は、料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難な場合または保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障がある場合は、その付加機能を提供できないことがあります。

#### 第 16 条(端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があった場合は、当社が提供する端末設備の移転を行います。

#### 第 17 条(端末設備の返還)

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があった場合。
- (2) 当社の端末設備を廃止した場合。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなった場合。

### 第 4 章 利用中止等

#### 第 18 条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ない場合。
  - (2) 第 21 条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を中止する場合。
  - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行う場合。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止する場合は、予め当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 19 条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。〔料金その他の債務に係る債権について、第 28 条(債権の譲渡及び譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わない場合とします。〕
  - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
  - (3) 第 39 条(利用に係る契約者の義務)の定め違反した場合。
  - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合。
  - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかった場合。
  - (6) 前各号のほか、約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとする場合は、予めその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りで

はありません。

#### 第 20 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があった場合を除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとする場合は、予め契約者に通知します。

### 第 5 章 通信

#### 第 21 条(通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳した場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳する場合は、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超える場合、またはその通信容量が一定容量を超える場合は、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

### 第 6 章 料金等

#### 第 22 条(料金及び工事等に関する費用)

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、料金表に定めるところによります。

#### 第 23 条(利用料金等の支払い義務)

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。
2. 第 19 条(利用停止)の定めにより、利用の一時中断または利用停止があった場合でも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 契約者は、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

#### 第 24 条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合は、料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

#### 第 25 条(料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

#### 第 26 条(割増金)

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第 27 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合(閏年も 365 日として計算するもの)とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第 28 条(債権の譲渡及び譲受)

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することを予め承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略する

ものとしします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを予め承認するものとしします。この場合、本サービスを提供する事業者及び当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとしします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わない場合(料金その他の債務に係る債権について、本条1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わない場合とします。)は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。

## 第7章 保守

### 第29条(当社の維持責任)

当社は、電気通信設備(当社の設置したものに限ります。)を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

### 第30条(契約者の維持責任)

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

### 第31条(契約者の切分責任)

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなった場合は、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合は、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあった場合は、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第32条(修理または復旧の順位)

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができない場合は、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

#### 順位 機関名

(1) 気象機関との契約に係るもの

水防機関との契約に係るもの、消防機関との契約に係るもの

災害救助機関との契約に係るもの、警察機関との契約に係るもの

防衛機関との契約に係るもの

輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

電気の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

(2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

選挙管理機関との契約に係るもの

新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの

預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの

国または地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます)

(3) 第1順位及び第2順位に該当しないもの区別支払いを要しない料金契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続した場合。そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じた場合。そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

2. 当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

### 第33条(工事費の支払い義務)

1. 契約者は、契約の申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けた場合は、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消(以下、この条において

「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、料金表に定める工事費を支払っていただきます。

## 第8章 損害賠償

### 第34条(責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった場合は、前2項の定めは適用しません。

### 第35条(免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものである場合は、その損害を賠償しません。

2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

### 第36条(通信速度の非保証)

当社は、本サービス通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

## 第9章 雑則

### 第37条(反社会的勢力に対する表明保証)

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時及び締結後において、自らが暴力団または暴力関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属していること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

### 第38条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に、困難な場合または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第39条(利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、

またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要がある場合または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。

(2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損した場合は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第 40 条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの

契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

1. 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2. 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

3. 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)また建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

#### 第 41 条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

#### 第 42 条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 43 条(閲覧)

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第 44 条(付加機能)

当社は、契約者から請求があった場合は別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難な場合または保守することは著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障がある場合は、その付加機能を提供できないことがあります。

#### 第 45 条(本サービスに付随するサービス)

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービ

ス(以下、「付随サービス」といいます。)を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

#### 第 46 条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

#### 第 47 条(サービスの変更または廃止)

1. 当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止する場合は、相当な期間前に契約者に告知します。

#### 第 48 条(譲渡禁止)

会員は、当社が別途定める手続きによる場合を除き、または当社の事前の同意を得ることなく、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第 49 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

#### 第 50 条(協議解決の原則及び管轄裁判所)

1. まとめて光サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社の間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第10章 その他

### 第51条(支払証明書等の発行)

1. 当社は、契約者等から請求があった場合は、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
2. 契約者等は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けた場合は、料金表に定める手数料及び郵送料等の支払いを要します。
3. 契約者は、当社が第1項の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

### 附則

本約款は平成30年3月1日より効力を有するものとします。

### 料金表【通則】

#### 第1条(料金の計算方法等)

1. 本サービスの料金及び工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月起算日(当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます(以下同じとします)に従って計算します。ただし、当社が必要と認める場合は、料金によらず随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

#### 第2条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

#### 第3条(料金等の支払い)

契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

#### 第4条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第5条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、予め前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

#### 第6条(消費税相当額の加算)

この約款の定めにより料金表に定める料金及び工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※1 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします)によるものとします。

※2 この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

#### 第7条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。



料金表

手続きに関する料金

初回事務手数料	2,000 円(税抜)
---------	-------------

工事費

区別	工事種別	料金	お支払額・回数(分割の場合)
新規開通工事費	戸建てプラン	18,000 円(税抜)	600 円(税別) × 30 ヶ月
新規開通工事費	集合住宅プラン	15,000 円(税抜)	500 円(税別) × 30 ヶ月
移転工事費	新規工事/配線ルート変更	9,000 円(税抜)	
	配線設備再利用	6,500 円(税抜)	
	派遣工事なし	2,000 円(税抜)	

品目変更工事費

区別	料金	単位
「100M」または「200M」と「1G」との変更 (工事担当者がお伺いする場合)	7,600 円(税抜)	1 の工事ごと
「100M」または「200M」と 「1G」との変更 (工事担当者がお伺いしない場合)	2,000 円(税抜)	1 の工事ごと
「戸建向け」から 「集合住宅向け」への変更	24,000 円(税抜)	1 の工事ごと
「集合住宅向け」から 「戸建向け」への変更	24,000 円(税抜)	1 の工事ごと
「VDSL 方式」と 「光配線方式」との変更	24,000 円(税抜)	1 の工事ごと

※土日祝日に派遣工事を実施する場合、3,000 円(税抜)を増額して請求いたします。

※派遣有無は設備状況によって異なります。

※工事費を分割払い期間中に解約される場合、工事費の残額を一括でお支払いいただきます。

※工事の内容によって、工事費が増額される場合があります。

支払手数料

支払方法	支払手数料
口座振替	100 円(税抜)
クレジットカード	100 円(税抜)
コンビニ払込票によるお支払	500 円(税抜) 初回のみ 100 円(税抜)

※口座振替の引き落としは 27 日(土日祝日の場合翌営業日)です。

※クレジットカードはクレジットカード会社に準ずる日です。(詳しくはご登録されているクレジットカード会社へお問い合わせ下さい。)

月額利用料金

まとめて光 ファミリータイプ※1	月額料金	5,380 円(税抜)
まとめて光 マンションタイプ※1	月額料金	4,380 円(税抜)
まとめて光 2段階定額プラン※2	基本料金	3,950 円(税抜)
	1. 1G~5G 使用の場合	4,950 円(税抜)
	5. 1G 以上	5,950 円(税抜)

※1. インターネット回線とプロバイダーサービスがセットになったプランです。

※2. 通信使用量に応じた定額制プランです。インターネット回線とプロバイダーサービスがセットになったプランです。

・最低利用期間 36 ヶ月

- ・解約手数料 25,000円(税抜)

#### 無料オプション

- ・メールアドレスが3つまで取得可能  
(保存容量1G、保存期間90日間、\*\*\*@m-n.ne.jp)
- ・ホームページ容量1G

※ベストエフォート方式の為、当社は接続速度を保証しません。

#### オプションサービス

サービス名称	月額料金
まとめて光電話※1	500円(税抜)
まとめて光電話A※1	1,500円(税抜)
ナンバー表示サービス※1	400円(税抜)
ナンバー通知サービス※1	200円(税抜)
割込通話サービス※1	300円(税抜)
電話転送サービス※1	500円(税抜)
迷惑電話拒否サービス※1	200円(税抜)
着信お知らせメール	100円(税抜)
FAXお知らせメール	100円(税抜)
追加番号サービス※1	100円(税抜)
複数チャンネルサービス※1	200円(税抜)
リモートサポートサービス※1	500円(税抜)
まとめて光・TV※1	660円(税抜)
無線LAN※1	(東)300円(税抜) /(西)100円(税抜)
セキュリティサービス※2	900円(税抜)
セキュリティ追加サービス※2	200円(税抜)
まとめて安心パック※2	900円(税抜)
まとめて設定サポート※2	900円(税抜)
まとめて生活サービス※2	900円(税抜)

※1. 契約もしくは解約する場合は、当社に通知があつてから6~10営業日(平日)以降より契約もしくは解約です。派遣工事の有無や処理内容により6~10営業日以上に時間を要する場合があります。

※2. 解約のメ日は毎月25日です。解約する場合は、毎月の初日から25日までに当社に通知があつたものについて当該通知のあつた月の末日に、毎月の26日から末日までに通知があつたものについては当該通知のあつた月の翌月の末日に、契約の解約です。

#### まとめて光電話ご提供条件

まとめて光電話をご利用になるには、まとめて光のご契約が必要です。ご提供地域はまとめて光で定める提供エリアに基づきます。

#### まとめて光電話のご利用にあたって

1. まとめて光電話のご利用には、別途工事費が必要です。
2. 0039等の電気通信事業者を指定した発信等、一部かけられない電話番号があります。
3. 停電時は利用できません。

#### 緊急通報について

緊急通報番号(110番、119番)へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続先(警察・消防)に通知されます(一部の消防を除く)。ただし、番号の頭に「184」をつけてダイヤルした場合については通知されず、各機関からの呼び返しができない場合がありますのでご注意ください。短縮ダイヤル等で電話機自体に「184」発信を設定している場合は、特にご注意ください。

#### まとめて光電話対応ホームゲートウェイのレンタルについて

「まとめて光電話対応機器」を継続利用される場合は、別途端末利用料が必要となります。

#### ご利用端末について

まとめて光電話は、ひかり電話対応機器端末に電話機等を接続することで、ご利用いただけますが、次の端末はご利用いただけません。

(1) ISDN 対応電話機(i・トレンビー等)

(2) G4FAX

(3) 通報機能を備えた通信機器(シルバーホンあんしんシリーズ・通信用電話機 SL シリーズ等)

※G3FAX、モデム通信についてご利用は可能ですが、通信環境条件等により伝送品質が保てない場合があります。また、通信相手側が ISDN 回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAX がご利用できない場合があります。

ご契約の事業者様へ連絡を要するサービスについて

1. ガス漏れ等の自動通報・遠隔検針等、ノーリングサービスをご利用の場合ご契約の事業者様(ガス会社等)により、その扱いが異なります。お客様ご自身で必ずご契約の事業者様にひかり電話へ変更する旨の連絡を行ってください。ナンバー表示サービス(月額利用料 400 円)をご契約いただくことで、まとめて光電話でもノーリングサービスと同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の事業者様へご相談ください。

2. セキュリティサービスをご利用の場合

ご契約の事業者様(警備会社等)により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者様へ、まとめて光電話に変更する旨の連絡を行ってください。

3. 着信課金サービスをご利用の場合

着信課金サービス提供事業者様において、まとめて光電話は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者様へ、まとめて光電話に変更する旨の連絡を行ってください。(各事業者様との解約手続き等が必要となる場合があります。)

※当社設備の故障等以外の理由で発生した通話料等につきましては、当社では一切の責任を負いかねますことを予めご了承ください。

まとめて光電話における基本工事・交換機工事費

工事担当者がお伺いする場合	4,500 円(税抜)
工事担当者がお伺いしない場合	1,000 円(税抜)
基本機能	1,000 円(税抜)
発信者番号通知の変更を行う場合	700 円(税抜)
まとめて光電話 A	1,000 円(税抜)
ナンバー表示サービス	1,000 円(税抜)
ナンバー通知サービス	1,000 円(税抜)
電話転送サービス	1,000 円(税抜)
割込通話サービス	1,000 円(税抜)
迷惑電話拒否サービス	1,000 円(税抜)
追加番号サービス	700 円(税抜)
複数チャネルサービス	1,000 円(税抜)

まとめて光・TV 提供条件

利用回線の契約

1. まとめて光・TV のご利用にはまとめて光のご契約が必要です。
2. ご契約者様はまとめて光契約者様と同一住所の必要があります。

契約の単位

1. まとめて光・TV のご契約は 1 の利用回線について 1 契約です。

事業者契約

1. まとめて光・TV のご利用には(株)オプティキャスト社が提供するスカパー!光の契約が必要です。

回線終端装置

1. まとめて光・TV をご利用いただくには、株式会社エコミカルが用意する映像用回線終端装置をお客様宅内に設置する必要があります。

留意事項

初期費用について

1. 当社初期費用として、利用回線(まとめて光)の契約料、工事費が必要です。
  2. (株)オプティキャスト初期費用として、スカパー!光加入料、工事費(テレビ接続工事費)が必要です。
- なお、工事費はテレビ接続工事をお客様ご自身で行っていただく場合には不要です。

月額利用料について

- スカパー!光加入料、テレビ接続工事費及びCSデジタルサービスに関わる料金については、(株)オプティキャストからの請求です。なお、CSデジタルサービスのご視聴には、別途CSデジタルサービスに関わるお申し込みが必要です。
- NHK(総合・教育・BS)の受信料は別途必要です。

必要機器及び接続方法について

- 地上デジタル/BSデジタル放送のご視聴には、地上デジタル/BSデジタル対応テレビ又はチューナーが必要です。
- テレビまでの接続工事は、お客様ご自身で行っていただく場合と、(株)オプティキャストがお客様に代わり実施する場合があります。(株)オプティキャストが実施するテレビ接続工事に関わる費用は、工事内容により異なります。
- テレビ接続工事をお客様ご自身で行う場合は、同軸ケーブル及び分配器等をお客様ご自身でご用意いただく必要がございます。なお、同軸ケーブルは5C-FBもしくはS-5C-FBの規格を、分配器についてはプラスチック製のものではなく、アルミダイキャスト製のものを推奨いたします。

視聴条件等について

- お客様宅内設備の状況等により、増幅器の設置、同軸ケーブルの張替え等が必要となる場合があります。
- 放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合がございます。

(株)オプティキャスト社からの通知に伴うサービスの解約について

- お客様からのスカパー!光の解約申し込み等により、お客様が(株)オプティキャスト社と締結する。
- スカパー!光契約が解除となった場合、当社は(株)オプティキャスト社からの通知に基づき、まとめて光・TV伝送サービス契約を解除する場合があります。

工事内容と料金

◆新設時における工事イメージ

工事内容	適用する工事費					
	料金	基本メニュー		オプションメニュー		
		工事費 単独配線	設続工事費 共聴設備	設置工事費 ブースター	工事費 端末接続	接続工事費 テレビ端子
映像用回線終端装置とテレビ1台を接続	6,500円 (税抜)	●				
映像用回線終端装置と別部屋にテレビ1台を接続	6,500円 (税抜)	●				
単独配線工事と同時に録画機1台を接続	6,500円 (税抜)	●				
映像用回線終端装置とテレビ4台までを接続(逆送り配線)	19,800円 (税抜)		●			
映像用回線終端装置とテレビ4台までを接続(露出配線)	19,800円 (税抜)		●			
壁内の既存の同軸ケーブル等が利用できず新設(テレビは4台まで)	19,800円 (税抜)		●			
共聴設備接続工事と同時に録画機1台を接続(テレビは4台まで)	19,800円 (税抜)		●			
共聴設備接続工事と同時にブースターを設置(テレビは4台まで)	31,800円 (税抜)		●	●		
映像用回線終端装置とテレビ5台を接続	26,600円 (税抜)		●		●	●
映像用回線終端装置とテレビ5台を接続し、同時にブースターを設置	38,600円 (税抜)		●	●	●	●

◆既設における追加工事イメージ

工事内容	適用する工事費												
	料金	基本メニュー		オプションメニュー								同軸基本工事費	
		単独配線工事費	共聴設備接続工事費	ブー スター 設置 工事 費	端 末 接 続 工 事 費	テ レ ビ 端 子 接 続 工 事 費	同 軸 コ ー ド 新 設 工 事 費	同 軸 ケ ー ブル 新 設 工 事 費	2 分 配 器 新 設 工 事 費	3 ・ 4 分 配 器 新 設 工 事 費	6 ・ 8 分 配 器 新 設 工 事 費		端 末 設 定 工 事 費
共聴設備接続工事を実施済みで テレビ1台を追加接続する	13,000円 (税抜)				●	●						●	●
単独配線工事を実施済みで、 アナログテレビを1台追加接続する	11,200円 (税抜)						●			●		●	●
単独配線工事を実施済みで、別階 の 部屋にテレビ1台を追加接続する	18,500円 (税抜)				●			●		●		●	●
共聴設備接続工事を実施済みで、 録画機を1台追加接続する	6,500円 (税抜)						●						●
VCAST3種からまとめて光TVへ 変更する	6,500円 (税抜)	●	●										

<オプション詳細>

□まとめて安心パック

■対象端末

利用者が所有し、かつ当社の電気通信サービスによりインターネット接続（Wi-Fi 接続）が可能な移動通信機端末。（モバイルルーター、ポータブルゲーム機、ポータブル音楽プレーヤー、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末をいいます。）ただし、以下の条件を満たさない端末は対象外です。

◆対象端末の条件

- ①電気通信サービスによりインターネット（Wi-Fi 接続も含まれます。）に接続可能となった端末。
- ②利用者の所有する端末。
- ③利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装（ケース）割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。
- ④日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。
- ⑤日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

◆対象端末から除かれるもの

- ①対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）
- ②対象端末内のソフトウェア。
- ③フューチャーフォン、デスクトップパソコン。
- ④中古製品として購入された端末。
- ⑤レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑥業務用に利用されている端末。
- ⑦過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した端末。
- ⑧第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑨日本国外のみで販売されている端末。
- ⑩本サービス以外の保険、または保証サービス等を用いて修理または交換が可能な端末。

■故障等の内容

(1) 自然故障

…対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

(2) 破損

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

(3) 水濡れ・水没

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※全損・一部損

…全損は、上記(1)・(2)を原因とした故障であり、かつ修理店（当社の修理サービスも含みます。）での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

■本サービスの提供期間及び免責期間

本サービスの提供期間は、第8条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める利用契約の締結日の属する月の翌々月1日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。なお、本サービスの対象となる故障等の発生期間についてもこれに準じることとします。

当社が本サービスの提供義務を負わない免責期間は、本サービスの無料期間にあたる利用契約の締結日から締結日の属する月の翌月末日までとします。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りです。

(1) 本サービスの利用の連絡は、当社が運営する「修理受付センター」（以下「受付窓口」といいます。）へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。なお、対象端末の故障発生から8日以内に行う必要があります。当該8日を超えた場合には、当社へ当該対象端末に係る本サービスの利用請求はできないものとします。

(2) 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況を確認します。そのため、本サービスの申込書・請求書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。

(3) 受付窓口は、利用者の故障等した対象端末の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、当社が受領しない場合があります。

(4) 上記確認の結果、対象端末に本サービスの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、下記提出必要書類を受付窓口へ送付し、当社が内容を確認した後、当社の指示に従い、故障等した対象端末を送付、又は当社が指定した修理拠点へ持ち込んでください。（※利用者は、上記の他、当社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。）当該送付に係る費用は、当社負担とします。なお、故障端末の送付に先がけて、利用者は下記送付前確認を行うものとします。

(5) 上記に従って、利用者より当社が送付を受けた対象端末について、故障内容の確認と対象端末の確認（本サービス利用2回目以降は登録製品の確認）を行います。このとき、修理可能な場合、送付頂いた対象端末を修理し返送します。なお、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、修理不可能で交換品の提供を行う場合、又は交換品の提供が不可能な場合には、当社より利用者へ該当事由について連絡し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。また、利用者が当社による電話または訪問による故障等に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延または不能となる場合があります。

(6) 当社へ利用者から電話による本サービスの利用の連絡から1ヵ月以内に、当該連絡に係る対象端末（添付された提出必要書類を含みます。）を当社が確認できない場合には当該利用者による本サービスの利用の連絡は無効とします。

(7) 本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

※対象端末のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、利用者は、直接購入された販売店もしくはメーカーに問い合わせるものとします。

「まとめて安心パック」の概要及び利用契約内容の確認・解約など  
についてのお問合せ先

「まとめて光サポートセンター」お問合せ窓口

・電話番号：0120-934-859

・受付時間：10時～19時（日曜定休、年末年始除く）

「まとめて安心パック」に関する修理・交換品提供サービスについて  
のお問合せ先

「修理受付センター」

・電話番号：0120-990-877

・受付時間：10時～18時（平日のみ）

まとめて光電話 A

ひかり電話オプション「割込通話サービス」「ナンバー表示サービス」「ナンバー通知サービス」「電話転送サービス」「迷惑電話拒否サービス」「着信お知らせメール」がセット、最大3時間相当分の通話料480円が無料（携帯電話への通話等は対象外）、余った分は翌月に繰り越し可能（翌月に使いきらない場合無効です。）なサービスです。

ナンバー表示サービス

着信先の電話番号が表示されるサービスです。

※ナンバーディスプレイ対応の電話機が必要です。

ナンバー通知サービス

着信番号が非通知だった場合、その着信を拒否できます。

割込通話サービス

通話中に着信があった場合、着信があった通話へ切り替えることが可能なサービスです。

電話転送サービス

ご自宅の着信を外出先等の別の電話機へ転送可能です。

迷惑電話拒否サービス

迷惑電話を受けた後に、電話機にて登録を行うと以降同じ電話番号からの着信を拒否できます。

追加番号サービス

最大5つまでの電話番号をご利用可能です。

電話機によって番号の使い分けが可能です。

複数チャネルサービス

電話が2回線分同時に通話可能になるサービスです。

リモートサポートサービス

お電話と遠隔操作にて設定等をサポート致します。

※対象端末【パソコン】利用中のパソコンのOSがWindows10、Windows8.1、Windows8、Windows7、Windows Vista、Mac OS X 10.7、Mac OS X 10.8、Mac OS X 10.9、Mac OS X 10.10の場合。

【スマートフォン・タブレット端末】

利用中のスマートフォン・タブレット端末のOSがAndroid、iOS 7以上でかつ端末がiPhone5以上またはiPad2以上の場合。

リモートサポートサービス ご注意事項

<本サービスのご利用について>

- ・契約者からのお問い合わせに限ります。
- ・お客様のご利用環境によっては、本サービスを利用できない場合があります。
- ・機器、ソフトウェア、サービスの利用方法等に関するお問い合わせの場合、正規のプロダクトID、ライセンス及びサービス契約を保有している必要があります。
- ・作業に必要なドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェアのソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコンへのインストールを承諾していただく必要があります。
- ・本サービスはトラブル解決を保証するものではありません。パソコンの状態によってはパソコンメーカー、ソフトウェアメーカー等の他社窓口をご案内することもございますので予めご了承ください。

<「リモートサポートサービスツール」のご利用について>

- ・お客様のパソコンにインストールされたウイルス対策ソフトウェアやお客様のルーター等のNW機器等が、お客様のパソコンと当社オペレータの遠隔操作端末との間のIPv6通信を遮断しない設定になっている必要があります。
- ・お客様のご利用環境や各種機器・ソフトウェアの状況等により「遠隔サポート」及び「オンラインパソコン教室」がご利用いただけない場合もございます。その場合は「電話サポート」での対応ですので予めご了承ください。

<「オンラインパソコン教室」のご利用について>

- ・講座内での課題や作品の作成に関しては、パソコンの操作方法やソフトウェアの利用方法のご案内までとさせてい

ただき、内容や表現についてのアドバイスや代行作成には応じかねますのでご了承ください。

・「Word®基礎徹底コース」、「Excel®基礎徹底コース」、「PowerPoint®基礎徹底コース」では、Microsoft®Office 系ソフトの他、KINGSOFT、EIOffice 等でもお客様のご要望に応じて承ります。

#### □まとめて光・TV

アンテナ不要(地上/BS デジタル放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。)で様々な映像サービスがご利用頂けます。(一部の有料放送に関しては別途ご料金が発生いたします。スカパーご利用希望の場合、別途スカパーのご契約が必要です。)

※一部地域では提供しておりません。詳しくはまとめて光サポートセンターまでご連絡下さい。

#### □まとめて設定サポート

##### 《出張サポート》

年中無休

電話一本で全国対応可能な、出張訪問サポートサービスを会員様限定の割引価格にてご利用できます。

パソコンやスマホ、各種デジタル家電の設定はもちろん、インターネットの不具合やウイルス駆除等様々なトラブルの要望に訪問で解決します。

さらに、パソコンのレッスンも1時間から受付が可能です。

##### 《PCサポート》

有線 LAN 設定 / 無線 LAN 設定 / モバイル DC(wimax 等)設定 / ISP 設定 / メール設定 WEB サイトの利用方法 / STB 設定を含む動画視聴設定 / ブラウザ設定 / プリンタ等、周辺機器設定ゲーム機の Wi-Fi 設定 / office の基本操作 / 各種ソフトウェアの設定及び基本操作セキュリティソフトのインストール及び設定等

##### 《スマホ・タブレットサービス》

スマホ等の基本操作 / 電話帳の登録 / アプリの取得、初期登録、操作方法 / Wi-Fi 接続 / メール設定 / テザリング設定、基本操作案内 / データ移行 / 写真データの PC 取り込み / 端末データバックアップの作成 / 定番アプリの案内 / 端末故障の相談と案内 / 海外利用時に関する案内 / バージョンアップの案内 PC との同期設定 (iTunes 等) / AppleID の設定 / iCloud の設定等

#### □まとめて生活サービス

##### 《サービスの内容》

サービスの対象となる設備トラブルに対して、24 時間 365 日対応、緊急一次対応いたします。(出勤費、基本作業無料)

##### 《サービスの種類》

●水廻りのサポート

●鍵のサポート

●ガラスのサポート

●電気設備のサポート

●ガス設備のサポート

※部品交換や特殊対応の場合は別途費用が発生いたします。

各サービスの詳細は下記をご参照下さい。

<http://matometehikari.com>

#### 【初期契約解除制度のご案内】

本規約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

1. 本書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。

2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることは有りません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、ご登録通知書に記載した額です。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客様に返還いたします。

3. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が真実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば契約を解除できます。

4. 本件についてのお問い合わせ先・送付先

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2 丁目 17-3 住友不動産永田町ビル 1F



株式会社エコノミカル まとめて光サポートセンター  
(TEL : 0120-934-859)

<書面による解除の記載例>

<p>〒100-0014 東京都 千代田区永田町2丁目17番3号 住友不動産永田町ビル 1F</p> <p>株式会社エコノミカル まとめて光 サポートセンター行</p> <p>住所 ご契約名 お電話番号</p>	<p>契約書面受領日 西暦 ●年 ●月 ●日</p> <p>①お客様 ID ②お申込みプラン名 ③料金</p> <p>上記契約を解除します。 西暦 ●年 ●月 ●日</p>
---	--